

固定資産税に関する縦覧及び閲覧のお知らせ

①縦覧

- ◆期 間 4月3日(月)～5月31日(水)
- ◆縦覧図書 土地価格等縦覧帳簿
家屋価格等縦覧帳簿
- ◆縦覧できる方 納税義務者、同居の親族又は納税管理人(課税明細書等持参者)、委任状持参者
- ◆手数料 無料

②閲覧

- ◆期 間 4月3日(月)～平成30年3月30日(金)
- ◆閲覧図書 固定資産課税台帳
- ◆閲覧できる方 納税義務者、借地、借家人、同居の親族又は納税管理人(課税明細書等持参者) 委任状持参者、賦課後の所有者
- ◆手数料 1件200円
(ただし、4月3日(月)～5月31日(水)までは無料)

③宅地の標準的な価格の閲覧

- ◆期 間 4月3日(月)～平成30年3月30日(金)
- ◆閲覧図書 標準宅地の位置図及び単位地積当たりの価格表
- ◆閲覧できる方 制限なし
- ◆手数料 無料

◆縦覧及び閲覧場所・時間
税務課 月～金曜日(祝祭日、年末年始休業日を除く)
午前8時30分～午後5時15分
◆問い合わせ先 税務課 ☎341-8513



軽自動車税のグリーン化特例が延長になりました

平成28年度に限り適用されていた軽自動車税のグリーン化特例の特例措置が1年間延長になりました。平成29年度分は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに初めて車両番号の指定を受け、一定の排出ガス基準と燃費基準を満たした車両が対象です。平成28年度の課税でグリーン化特例が適用となった車両は再度適用されるものではありません。

車 種	税 額		
	電気自動車等 (概ね75%軽減)※1	揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料かつ 平成17年排出ガス基準75%低減達成 (★★★★)	
		(概ね50%軽減)※2	(概ね25%軽減)※3
三輪(660cc以下)	1,000円	2,000円	3,000円
四輪家用 (660cc以下)	乗用	2,700円	5,400円
	貨物	1,300円	2,500円
四輪営業用 (660cc以下)	乗用	1,800円	3,500円
	貨物	1,000円	1,900円

- ※1 電気自動車・天然ガス自動車(平成21年排出ガス10%低減)
- ※2 乗用:平成32年度燃費基準+20%達成車、貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車
- ※3 乗用:平成32年度燃費基準達成車、貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車

★グリーン化特例とは★一定の環境基準を満たす車両について税率を1年度分に限り軽減するものです。

◆問い合わせ先
税務課 ☎341-8513

引越しごみの出し方について

引越しの際にごみが大量に出る場合は、ごみ集積所に出すことはできませんので自己搬入か村が収集運搬の許可をしている業者に依頼してください。

自己搬入する場合は搬入許可証が必要ですので、住民生活課まで搬入する車の車検証の写しをお持ちの上お越しください。(処分には費用がかかります。)

【搬入先】環境管理センター(大和町吉田字根古北50番地) ☎342-2218

◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

引越しシーズンです 手続きをお忘れなく!

春は、就職や入学、転勤などで引越しの多いシーズンです。引越しの忙しさでうっかり手続きを忘れてしまうと、いろいろと不都合が生じることがあります。また、窓口が混雑する場合がありますので、各種手続きは早めに済ませましょう。



種類	届出の期間	必要なもの
転入届	転入してから14日以内に届出してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・身分証明書(運転免許証など) ・印鑑 ・前住所地からの転出証明書 ・各医療費助成、児童手当該当者は所得証明書など ・通知カード又は個人番号カード
転出届	転出する前に届出してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・身分証明書(運転免許証など) ・印鑑 ・印鑑登録証 ※印鑑登録者のみ ・国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証 ※加入者のみ ・医療費助成受給者証(万葉すくすく子育てサポート医療費、母子父子家庭医療費、心身障害者医療費) ※該当者のみ
転居届	転居した日から14日以内に届出してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・身分証明書(運転免許証など) ・印鑑 ・国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証 ※加入者のみ ・医療費助成受給者証(万葉すくすく子育てサポート医療費、母子父子家庭医療費、心身障害者医療費) ※該当者のみ ・通知カード又は個人番号カード

◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

小・中学校の転校



転出の場合

役場窓口で転出届をする前に、小・中学校と教育委員会へ転校をする旨を申し出てください。

在学証明書等の交付と転校先での手続きについてご案内します。

転入の場合

大衡村へ転入届を行った後、村教育委員会教育学習課へご連絡ください。指定された学校での手続き等をご案内します。

◆問い合わせ先
教育学習課 ☎341-8517

水道・下水道



水道・下水道の利用者は、下記の届け出をお願いします。届け出の際は印鑑をご持参ください。

- | | |
|--|--|
| 水道
<input type="radio"/> 水道使用・中止届
<input type="radio"/> 給水開始請求書 | 下水道
<input type="radio"/> 公共下水道使用始・
休止・廃止・再開届 |
|--|--|

◆問い合わせ先 都市建設課 ☎341-8516

無線放送戸別受信機

村外への転出等で無線放送の戸別受信機を使用しなくなった場合は、受信機の返却をお願いします。室外アンテナに接続している場合は企画財政課にご連絡ください。

なお、村営住宅・定住促進住宅は設置のまま返却の必要はありません。

◆問い合わせ先 企画財政課 ☎341-8510